

ヒポクラテスの『誓い』を読む(2)

—「誓い」ということ—

川田 殖*

前回に引き続き今回は上記「誓い」の枠組みをなす、誓約そのものの意義とその形式について、歴史的原理的に調査考察し、そのこんにちにおける妥当性を考証する。

キーワード：誓い、誓約、約束

1

ヒポクラテスの「誓い」の本文はさきにもみたように、「私は誓約します、医神としてのアポロンとアスクレピオスとヒュゲイアとパナケイア、およびすべての男と女の神とにかけ、それを証人として。」という文で始まり、「もし私がこの誓いを完全に実行し破ることがなければ、すべてよい評判を永久に受け、この一生とこの技術を悦ぶことを許し給え。これに反してこの誓いを破り背くようなことがあれば、これとは逆の事柄（つまり呪い）を与え給え。」という文で終わっている。これはこんにちの私たちには何か大時代的な感じを与え、なじめない言葉のように受けとれるのではないか。

むろん私たちの間にも「誓いを交わす」などという言葉があって、「ある事を将来必ず履行しようと、他人や自分自身に固く約束すること」（『広辞苑』）にこの言葉が用いられることはよく知られている。しかし「神かけて」とか「神を証人として」とか、さらには「守れば幸いを」「破れば呪いを」といった表現はあまりに私たちの日常感覚からかけ離れているというのが実情であって、こんにち心に一沫のわだかまりなしにこのような表現を口にすることはできないというのが私たちの正直な気持ではないだろうか。

「誓う」に当たる古典ギリシア語動詞 *omnymi* は、同族目的語 *horkos*（誓い）を取ることが多いが、この *horkos* の第一義は「自分が真実を語らなかった場合に、自分にふりかける呪い（Selbstverfluchung）」¹⁾であるといわれる。事実この語はホメロス以来、「地獄の水（*Stygos hidōr*）²⁾にかけて」、などという表現にも

見られる文学上の常套用法であった。

このことはギリシアに限らず、たとえばイスラエルにおいてもよく見られることである。古代イスラエルの黄金時代の王であったソロモンは、自分の王位をうかがう義兄弟アドニヤの反逆的な要求を耳にすると、「アドニヤがこのような要求をしてもなお生きているなら神が幾重にもわたしを罰し給うように。（中略）主は生きておられる。アドニヤは今日死なねばならない」³⁾と誓っている。ここで言わんとしていることは「アドニヤを殺さずにはおかない」という自分の決意であるが、ソロモンは自分の語るこの言葉を確認し、それが真実であることを保証するために、誓いという表現形式をとっているのである。そしてその確認や保証を強めるために、彼は王である自分以上のもの、すなわちここでは神を引き合いに出している。古代ギリシア語の「神かけて」（*nē Diā*⁴⁾）という表現もこれに当るだろう。

しかし古代ギリシアは多神教である上に、人びとは、その性別、年齢、仕事の種類いかににより、種々さまざまなものに「かける」ことになる。⁵⁾オリュピアの主神ゼウスをはじめ、アポロン、ポセイドン、アルテミスその他ありとあらゆる神々、さては犬にまで⁶⁾この「かけことば」は広がった。この傾向があまりにも極端に進むようになると、誓いが単なる形式に墮する傾向さえも現われ、のちに安直な「かけことば」を戒める動きさえ出てきたという。

2

とはいえ、重大な事柄を厳粛に約束する際に、人間以上の証人や権威に訴えてこれを確認強調することは、止みがたい人心の要求でもあり、この誓いの形式

は古典期・ヘレニズム期・ローマ時代のギリシア世界にあまねく行われた風習であった。この際おのずからなる定式化も行なわれたわけで

(1) 私は誓う、かくかくの神にかけて

——(Anrufung)

(2) かくかくの事を行い、また行わざることを

——(Eidesthema)

(3) この誓約を守る時には私に幸いあれ、破る時には災いあれ、——(Fluch und Segenformel) という形をとっていたとされる。⁷⁾

しかしそのような定式化が始めからあったとは考えにくい。手紙——といってもいささか公的な書簡類——は元来実用的なものであるから、始は用件のみが主であったが段々と形式が整ってくるようになる。たとえば古典期の一例としてプラトンの現存する手紙13通は、大体、いまの封筒書きに当るものとして「誰々さんへ、ご清福のほどを、プラトンより」とあるほかは、たまに「幸運を祈る」と結ぶだけで、大よそは用件のみ書きつけたままである。これに対してローマ時代のものであるパウロの名で伝わる手紙12通は、例外なく「神の意志によってキリスト・イエスの使徒として召されたパウロから、どこどこにある神の教会ならびにすべての聖なる人びとへ。わたくしの父である神と主イエス・キリストからの恵みと平安とがあなたがたにあるように祈る」と始まり、種々用件をのべたあとで、結びとして「主イエス・キリストの恵み、神の愛、聖霊の交わりが、皆さん一同とともにあるように祈る」といった言葉でしめくくられている。

このように考えてみると、さきにあげた「誓い」の文句の定式化も比較的のちのものではないかと思われてくる。はたせるかな、この定式を示した例を収集した E. Seidl の著⁸⁾は、ヘレニズム期プトレマイオス期、すなわちアレクサンドロス大王の死後、部将プトレマイオス(1世)がエジプトに建てた王朝時代のものを扱っており、ヒポクラテスのこの「誓い」も、この時代すなわち前304年から前30年ごろのものである可能性が強いのではないかと感を与えるのである。むしろこのことだけをこの「誓い」の年代決定の証拠と見る根拠は薄弱であるが、さきにみたこの「誓い」の言語的特徴とも思いあわせて興味深い。

またこの「誓い」の結びは、さきの定式化の例でいえば(3)に当る。この誓いを固く守れば(中略)よい評

判よい生涯よい仕事を与え、この誓いを破り背けば呪いを与え給え、という意味がこめられていて、「誓い」

(horkos)の第一義たる「自分にふりかける呪い」のほか善と幸福がつけ加えられていることにも着目したい。これは、やや時代は下るが、カトリック教会の「誓願」(votum)、つまり、倫理的によりよい行為(または不作為)の実行を、実行しなければ倫理的に悪い行為となるとの条件のもとに、神に対する愛の一表現として自由に神に約束すること、を思い出させる。完全な対応ではないが、双方ともに良い行為と悪しき行為の両方を言葉に出しているからである。

3

さて「誓い」の原義および、その定式化の過程は以上のものであるとして「誓い」そのものが人間生活に持つ意味はどのようなものであろうか。

たとえば M. P. Nilsson のような宗教史家は「誓い」を原始宗教の信仰と儀式(primitive belief and ritual)の中に含め、人間関係を神との関わりの中に置くための、一つの「条件呪術」(conditional magic)として、とり扱っている。⁹⁾また「言われた事柄がある権威と結びつくことによって、その威力を増すような儀式的表現(eine feierliche Aussage)」¹⁰⁾がそれだというような宗教史的解釈もある。

これらはこれらでそれぞれの立場からする妥当性もっているが、元来人間対人間のいとなみの中で展開してきた医療に関する「誓い」をいきなり特定の宗教的立場に結びつけることはできないだろう。むしろそれは人間関係の理法としての倫理の根拠を求めて、それをどこまでも深めて行った結果、到達するものと見たい。だとすれば、道徳の根底にはそれを内面化しその実践へと人間の意欲を駆り立て力づける宗教というものがないならず、これによって道徳は外面道徳から内面道徳へと進み、いわゆる良心道徳というものが現われるに至る道程だと考えられるのである。そしてこの良心的態度をみずからの生活領域や仕事の分野に貫こうとする時、みずからの Taskmaster というべきアポロン、アスクレピオス、ヒュギエイア、パナケイアの照覧の下にみずからの志をのべることは、当時のギリシア世界に生きる医者たちの良心的表現でもあった。その根本精神がこのようなものであったから

こそ、この「誓い」はギリシア世界の外にも伝えられ、こんにちまで至っているともいえる。

しかしむしろその際ギリシアの神々が信仰の対象とならぬ世界では、上述の神名は通用せず、これを唱える人びとの心底に訴える存在にとって代られることになる。このことが正にキリスト教世界で起つたことは、この「誓い」を含む最古の写本（11—12世紀）であるバチカン写本（V. 前述）ひとつを見てもうなずかれることである。すなわちここでは、その全文が十字架の形にデザインされて書きこまれているとともに、原文冒頭のギリシアの神々の名にかけて云々という呼びかけが「父なる神、イエス・キリスト云々」と変更され、とくに「山上の垂訓」¹¹⁾に「軽々しく誓うな」とある戒めに従って「誓う」(omnymi)という言葉が注意深く除かれている¹²⁾。

こうした傾向はその後もいろいろな形であらわれていて「西欧世界に今日まで続いているヒポクラテスの誓いの高い評価は、原文よりはむしろ後世にキリスト教的潤色の加えられているいくつかのテキストに基づいていることがわかるだろう。一括して Christian Oath とよばれるいろいろな異本に対して原文は後世往々 Pagan Oath として区別される。今日欧米のあちこちの医科大学の卒業式で誓詞として読まれるのも、おおむね前者に属するものである」¹³⁾といわれるのである。

4

ではこうしたことはわが国でどうであろうか。責任観念が稀薄になったと評されるこんにちのわれわれにとっては驚くべきことに、日本古代においても「誓い」は「違反すれば絶対者によって罰せられることを条件に約束をかわす」こと（岩波古語辞典）なのである。たとえば壬申の乱（672）の前夜、天智天皇から政務を司るよう詔をうけた大友皇子が、五人の重臣に向って「心を同じくして、天皇の詔を承ったのであるから、これに背けば、天罰をこうむること必定である」と誓盟（ちか）ったのに対して、彼らは「私どもは殿下に従って詔を承りました。これに背くことがあれば仏法の守護神、天神地祇が私どもを打ち給え。天地も照覧あれ、子孫断絶、家門滅亡も厭いませぬ」と泣血（な）いて誓盟（ちか）った、という記事が『日本書記』¹⁴⁾に載つ

ている。さきほどの辞典によれば、漢字の「盟」は血をすすって約束を固くする意というが、日本語のチカヒも「血交ひ」に起源を持つという。つまり、血をもつて約束を交わす」というほどの意味であろうか。

また時代は飛ぶが武士道にも「誓い」に関してさきに「山上の垂訓」に見たのと同様の消息がある。1899（明治32）年に英文をもって公けにされた新渡戸稲造の『武士道』には次のような記述がある。「武士の高き社会的地位は、百姓町人よりも高き信実の標準を要求した。

「武士の一言」——ドイツ語の Ritterwort は正確にこれに当ると言えば、その言の真実性に対する十分な保証であった。（中略）証文を書くことは、彼の品位に適わしくないと考えられた。（中略）従って真個の武士は、誓を為すを以て彼らの名誉を引下げるものと考えた。此点、一般のキリスト教徒が彼らの主の「誓うなかれ」という明白なる命令を、絶えず破っているのは異なる。武士が八百萬の神を呼び、若しくは刀にかけて誓ったことを私は承知している。しかしながら彼らの誓は決して遊戯的形式や不敬虔な間投詞にまで墮落しなかつたのである。言を強めるためにしばしば彼らは文字通り血を以て判した（血判）。かかる方法の説明として、私の読者に対してはゲーテの『ファウスト』の参照を求むれば足りるであろう」云々¹⁵⁾。

新渡戸は内村鑑三と並ぶクリスチャンであるが、内村と同様、日本の伝統を尊ぶ点で西洋伝来のキリスト教を鵜呑みにする人びとは違っていた。むしろ日本の伝統と西洋の伝統との橋となるべく、両者の対話に努めた一面を持っていた。新渡戸はこうしてヨーロッパの騎士道と日本の武士道とに顕著な類似点があるとしながらも、ヨーロッパでは騎士道は封建制度から乳離れしたのち、キリスト教会の養うところとなって新に寿命を延ばしたのに反して、日本ではこれを養育するに足る大宗教がなかった点で顕著な相違を持っていることを指摘している¹⁶⁾。

5

私たちはこれまでヒポクラテスの「誓い」の誓約の枠組を検討して、これが対人関係の中での約束規定でありながらも、その重みは単なる对人的なものを超えて、昔の人が神々と言った、超人的存在にかけて自己の言明を保証した重みのあるものであることに想到し

た。そしてまたその誓いをかける権威が、その人びと、その仕事(職業)において種々のものでありつつ、逆にまた対人関係や道徳的関係を内面化し良心化するものであることを見えてきた。取上げた範囲は西洋古代・中世、日本の古代・中世の一、二の例にすぎないがここで扱ったのとほぼ同様のことが他の文化文明圏においても見られることが報告されている¹⁷⁾。それはいかなる社会においても、決定的な状況の中では、また決定的な問題については、それに関わる人びとは、真実を語り約束を守ることが要求され、しからざれば、その社会も、そこに住む人びとも、存立や生存を続けることができないからである。いつわりを語り、約束を破るような人びとは他での信頼を失い、またそのような人びとが集まって作る社会や結社は一緒に事をなして行くことができず、協力関係が成り立たないから崩壊するほかはない。「信なくば立たず」(無信不立)¹⁸⁾といわれるゆえんである。

しからばいかにして信を得べきであるか。そのためにはまず真実を語り、約束を守るべきである。しかし真実を語るためには真実を知らねばならず、約束を守るためにはこれを実行できなければならない。そこに認識と実践の問題が生まれ、正しい洞察と実行力がが必要となる。これは人間努力の目標であるべきであり、人はそのための精進を怠ってはならない。

しかしまた他方、人間は自分が真実を知っていればかならず、そのように語り、約束を履行できればかならずそれを履行するであろうか。真実を知っているのに偽りを語り、約束を履行できるのにそれを守らぬということはないだろうか。いな、このようなことがあるからこそ倫理上道徳上のトラブルが起るのである。昔の人はこのトラブルを内面的・良心的に解決しようものとして「誓い」を設け、その証人・監督者として人間以上の人格的存在を認め、畏敬の精神をもってその前に立った。法や外面道徳だけでは、つまり処罰や非難による規制だけでは、人の内面的良心を育てることができないことを経験的に知っていたからであろう。こんにちの私たちは、とりわけ人命を預かる医師や教育者は、この問題を前に、人間以上のものに対する「誓い」や「祈り」をぬきにして、どこに信の根拠を見つけることができるのか。この着眼点を失っては真の倫理を基礎づけることは困難であろう。ヒポクラテスの「誓い」の根底にはこのような問題が伏在して

いるのである。

注

- 1) Joh. Schneider in G. Kittel (hrsg.), *Theologisches Wörterbuch zum neuen Testament*, V. 1954, 458.
- 2) 『イリアス』15, 38その他。
- 3) 『列王記上』第2章, 23, 24。
- 4) Pauly-Wissówa, (hrsg.), *Real-Encyklopädie der classischen Altertumswissenschaft*, Neue Bearbeitung, V. 2076, 参照。
- 5) 同上, 2076, 参照。
- 6) ソクラテスや当時のアテネ人の愛用語「犬にかけて」P1, *Ap.* 22A, *Grg.* 482B, *Ar.* V. 83。ただしソクラテスのこの語にかける意味は、自己の心得を軽視して安易に神を引き合いに出す傾向に対する一つの余裕ある抑制と見ることもできるであろう。
- 7) E. Seidl, *Der Eid im ptolemäischen Recht*, 1929, 21.
- 8) 同上, 「プトレマイオス朝法典に見られる誓約」
- 9) M. P. Nilsson, *A History of Greek Religion* 1952², 89. なお同著者の *Geschichte der griechischen Religion*, I, 1955, 128 以下参照。ちなみにセム族の「誓約」についてはたとえば, W. R. Smith, *Religion of the Semites*, 1984, 164 以下, および 461 以下参照。
- 10) Bertholet, in *Die Religion in Geschichte und Gegenwart*, II, 49.
- 11) 『マタイ福音書』5—7章。このうち「かるがるしく誓うな」という戒めは5章33—37にある。
- 12) 川喜田愛郎『生命・医学・信仰』新地書房, 1989, 232。
- 13) 同上, 232—4。
- 14) 天智天皇, 十年十一月(岩波版・日本古典文学大系68, 380)
- 15) 新渡戸稲造著, 矢内原忠雄訳『武士道』(岩波文庫, 昭13) 60—61, (仮名づかいは多少改めた)。
- 16) 同上, 134。
- 17) M. H. Pope in *The Interpreter's Dictionary of the Bible.* vol. 3, 1962, 575—7.
- 18) 『論語』顔淵第十二, 7. 同趣旨のことは『イザヤ書』第7章9, にも見られる。

Abstract**Looking into the Hippocratic Oath (2)**

Shigeru KAWADA

This essay tries to elucidate the meaning of oath itself, its origin and form, as our first historical and systematic comment for the text of the Hippocratic oath. Its validity for today is also taken into account.

Department of Philosophy and Ethics